

高知市地域プロジェクトマネージャーの就業等に関する要綱を次のように定める。

令和7年2月4日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市地域プロジェクトマネージャーの就業等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のプロジェクトに関して、専門的な立場から関係者間を橋渡ししながらまとめあげ、現場責任者の立場でプロジェクトを推進する人材を配置し、地域活性化を図るため、本市に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、高知市地域プロジェクトマネージャー（以下「地域プロジェクトマネージャー」という。）の就業等に関し、地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和3年3月31日総務省制定。以下「国要綱」という。）、高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）、高知市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第101号）及び高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第102号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域プロジェクトマネージャー 国要綱第3(1)に規定する地域プロジェクトマネージャーをいう。
- (2) プロジェクト 国要綱第3(2)に規定する重要プロジェクトをいう。

(地域プロジェクトマネージャーの活動)

第3条 地域プロジェクトマネージャーは、本市のプロジェクトの推進に当たり、自身の持つノウハウや人的ネットワークを活用して次に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクトの推進に必要となる企画の立案、実行、評価、改善
- (2) プロジェクト全体の進行管理並びに市長等への報告、連絡、相談及びフィードバック
- (3) 関係者への説明及び提案
- (4) 行政、地域及び民間等との間の調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める業務

(資格)

第4条 地域プロジェクトマネージャーは、次の各号の全ての要件を満たす者のうちから公募により選定し、市長が任用する。

- (1) 採用決定前において、別表1 転出地欄に掲げる政令指定都市又は市町村（以下「都市地域等の市町村等」という。）に生活の拠点及び住民票がある者で、採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を同表転入地欄に掲げる本市の区域に移し、かつ、当該都市地域等の市町村等から本市に住民票を異動することができる者。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア 本市において過去に次のいずれかに該当して活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

(ア) 高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（令和3年7月20日制定）に規定する地域おこし協力隊

(イ) 「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日総務省制定）に規定する地域活性化起業人

イ 本市以外の市町村において過去に地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

- (2) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有すると市長が認める者

(3) 本市の実情を理解していると市長が認める者

(4) 心身が健康で、かつ、地域プロジェクトマネージャーとしての意欲と情熱を持っていると認められる者
(地域プロジェクトマネージャーの任用期間)

第5条 地域プロジェクトマネージャーの任用期間は1年とし、当該任用に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において任用された地域プロジェクトマネージャーの任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、人事評価により地域プロジェクトマネージャーとして必要な能力を有すると判断される場合には、再度の任用を妨げない。この場合において、本市の地域プロジェクトマネージャーとして身分を有する期間の合計は、3年を超えないものとする。

(勤務時間)

第6条 地域プロジェクトマネージャーの勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とし、4週を通じ、1週当たり31時間を超えない範囲内で割り振るものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。

(報酬及び手当)

第7条 地域プロジェクトマネージャーの基本となる報酬（条例第10条に規定する基本となる報酬をいう。以下同じ。）は、月額によるものとし、経験年数に応じ、別表2に規定する額を支給する。

2 地域プロジェクトマネージャーの期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域プロジェクトマネージャーの就業等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月4日から施行する。

別表1

		転出地	転入地
3大都市圏内	都市地域	政令指定都市	本市内全域
		市町村	
	一部条件不利地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	
3大都市圏外	都市地域	政令指定都市	鏡地区及び土佐山地区に限る。
		市町村	
	一部条件不利地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	本市内全域
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	鏡地区及び土佐山地区に限る。

備考

1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域から国勢調査令（昭和55年政令第98号）の規定に基づき実施された平成22年10月1日現在の市町村人口（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における同年同月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び令和2年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11パーセント以上である市町村の区域を除いた区域をいう。

2 条件不利地域とは、次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項、第3条第1項及び第4条第1項に規定する過疎地域
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- 3 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 4 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く。）、第2項第5号から第7号までの対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全部が同項第2号から第4号までの対象地域・指定地域に該当する市町村以外の市町村をいう。
- 5 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、第2項第2号から第4号までの対象地域・指定地域をいう。

別表2

経験年数	報酬月額
1年未満	400,000円
1年以上2年未満	410,000円
2年以上3年未満	420,000円